

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市吉田2169-3
協 議 会 名	吉田地区まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 廣井 滋季

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,061,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 吉田地区まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	令和3年5月	
	定例理事会（役員会）	令和3年6月～11月、令和4年1月～3月の月1日	
	三役会	随時	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	A, 広報誌発行	地区民に協議会の活動の周知を行う。 活動のアイデアや協議会に対する意見・要望が出ることにより、協議会活動の活性化が望める。	年4回の全戸配布を行う。
	B. 休耕地対策事業	休耕地の雑草繁殖による景観を含めた環境悪化を防止する。 休耕地に花を咲かせることにより、景観の美化が図れ、道路沿いの休耕地へのゴミのポイ捨て防止となる。	数ヶ所の休耕地の草刈りを行い、花の種蒔きや花苗の植え付けを行う。
	C. 消火ホース格納箱修理支援事業	老朽化した屋外消火栓用消火ホース格納箱の交換修理を行い、使い方の講習会を開催し、防火意識の向上を図る。 消火栓位置の確認をしてもらえたり、使用方法の習得で、防火・防災意識の向上につながる。	各自治組織管理の消火ホース格納箱の交換・修理費用を6ヶ所程度支援する。
	D. 吉田地区まちづくり活動支援事業	自治組織・各種団体が行う清掃活動・道路草刈り等のまちづくり活動を支援する。 地区住民が、安全・安心なまちづくりは自分達がやるという意識を共有できるとともに、支援することによって、活動が継続して行われるようになる。	自治組織・各団体が行う20程度のまちづくり活動に使う消耗品、飲料水等の費用を支援する。
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
	【効果】		

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 吉田地区まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,061,000	
その他収入	3,200	
繰越金	3,200	
計	1,064,200	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	552,000	会長報酬 240,000 (20,000×12ヶ月) 事務員給与 (312,000 (1000/時×6時間/週×52週)
賃借料	0	
光熱水費	0	
運営費	162,050	
消耗品費	55,864	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	30,050	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	50,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	26,136	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	350,150	
A. 広報誌発行	6,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
B. 休耕地対策事業	60,650	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
C. 消火ホース格納箱修理支援事業	90,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
D. 吉田地区まちづくり活動支援事業	193,500	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,064,200	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	162,050	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品	11,364	封筒、ファイル、筆記具他
プリンター用紙	2,000	500枚×5冊
プリンターインク	6,500	補充用インク 4本
書籍	2,000	R2実績2,288円
その他	1,500	事務用品ほか R2実績並
文化会館コピー使用料	32,500	5円／枚×6,500枚
計	55,864	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議参加者飲物	28,500	総会 95円×80本 役員会（11回）95円×220本
事務所飲物	1,550	来客用飲物
計	30,050	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
切手・葉書	38,000	R2実績37,368円
電話	12,000	1000円/月×12ヶ月
計	50,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
インターネット使用料	26,136	2178円×12ヶ月
計	26,136	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

A, 広報誌発行

6,000

四

[illegible][illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

B. 休耕地対策事業

60,650

月

内 容	金 額	積 算
作業謝礼	20,000	排運機持ち込み作業謝礼 2,000/回×4 草刈り作業謝礼 1,000×10回 , 種蒔き作業謝礼 1,000×2回
計	20,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
草刈り機 替刃	4,950	替刃 1,650×3枚
燃料費	2,000	草刈機燃料
食糧費	4,750	作業ボランティア飲物 95円×50本
計	11,700	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

原材料費

内 容	金 額	積 算
コスモス種子	10,800	コスモス種子 30
花苗	18,150	花苗55円×330ポット
計	28,950	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

C. 消火ホース格納箱修理支援事業

月

[illegible]

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名 D. 吉田地区まちづくり活動支援事業

事業費計 193,500 円

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
消耗品費	48,500	草刈機替刃 1,650×10枚、作業用手袋 23,000、ロープ 3,000 小学生集合場所掛時計 3,000×2台
燃料費	12,000	草刈機混合油 150/ℓ×80ℓ
食糧費	66,500	活動参加者飲物 95×700本
印刷費	4,500	公民館印刷機使用 1,500×3回
計	131,500	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

委託費

内 容	金 額	積 算
看板製作費	22,000	4,400/枚×5枚
計	22,000	

原材料費

内 容	金 額	積 算
布代、料理教室食材	40,000	布代 20,000 食材 10,000×2回
計	40,000	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

吉田地区まちづくり協議会規約

制定 平成24年3月4日

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 地域内の住民相互の連携及び協調の推進
- (2) 地域の美化・清掃、地域活性化、その他魅力あるまちづくりの推進
- (3) 関係機関との協働及び連絡調整
- (4) その他目的達成に必要な事項

(名称)

第2条 本会は、吉田地区まちづくり協議会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、笠岡市吉田、笠岡市関戸及び笠岡市尾坂とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の事務所は、笠岡市吉田2169番地の3（笠岡市吉田文化会館）に置く。

(個人情報の保護)

第5条 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、目的以外に利用してはならない。

第2章 会 員

(会員)

第6条 協議会の会員は次のものとする。

- (1) 第3条に定める区域に居住する住民
- (2) 第3条に定める区域で活動する各種団体
- (3) その他協議会が認める者

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名程度
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 必要に応じて置くことができる。

(代議員)

第8条 代議員は、各地区及び各種団体でその会員の中から選出するものとする。

2 地区の代議員の定数は50名程度、団体の代議員の定数は30名程度とする。

3 地区の代議員と団体の代議員は、兼ねることができない。

(役員の選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 地区の役員の定数は15名程度、団体の役員の定数は10名程度とする。

3 会長、副会長、理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、役員会に出席し、本会の運営について協議する。

4 監事は、本会の会計及び事業の執行状況を監査し、監査報告を行う。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長職の再任については、最大3期までを原則とする。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 本会の会計及び事務処理を行うため、事務局に職員を置くことができる。

2 事務局職員の任免は、役員会の同意を得て会長が行う。

第4章 機 関

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であって、役員及び代議員をもって構成する。

2 総会は、定期総会と臨時総会とする。

3 定期総会は、毎会計年度終了後、2か月以内に開催する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の過半数の者から請求があったときは、すみやかに開催しなければならない。

5 総会は、会長が招集する。

6 総会は、役員及び代議員の過半数の出席（委任出席を含む。）がなければ会議を開くことができない。

7 総会の議長は、総会構成員の中から選出する。

8 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員の選任

(3) 本会の事業計画及び予算

(4) 本会の事業報告及び決算報告

(5) その他本会の運営に係る重要な事項

9 会の議事は、出席した役員及び代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、議長となる。

3 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会の設置)

第15条 総会及び役員会で決定された方針に基づいた施策を実施するため、必要に応じて、本会内に部会を設置することができる。

第5章 会 計

(会計)

- 第16条 本会の運営等に要する経費は、委託料、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第6章 補 則

(その他)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年3月4日から施行する。
- 2 本会の最初の会計年度は、第16条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成24年3月31日までとする。